

## 伊豆の国市告示第59号

伊豆の国市結婚新生活支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

伊豆の国市長 山下正行

### 伊豆の国市結婚新生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、婚姻に伴い新生活を開始する際の経済的負担を軽減することにより、若年世代の婚姻を促進し、もって少子化の改善を図るため、新婚世帯等に対し、予算の範囲内において、伊豆の国市結婚新生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯等 新婚世帯及び継続助成世帯をいう。
- (2) 新婚世帯 申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の1月1日から当該申請日の属する年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (3) 継続助成世帯 前年度にこの助成金の交付決定を受けた世帯のうち、前年度の交付決定額が第5条第1項の限度額に満たなかった世帯をいう。
- (4) 講座等 国又は県の制度に基づき市長が認めるライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、妊娠・出産に関する相談、共家事・子育てに関する講座その他これらに類するものをいう。
- (5) 住居費 申請日の属する年度の4月1日から3月31日までの間（以下「申請年度」という。）に、婚姻を機に市内で住宅を取得し、又は賃借するために要した費用のうち、住宅の取得に係る費用（建物に係るものに限る。）及び市内にある賃貸物件に係る費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。以下「賃料等」という。）をいう。ただし、夫婦のいずれか一方又はいずれもが勤務先から住宅手当が支給されている場合は、賃料等から当該手当に相当する額を控除した額とする。

(6) 引越費用 申請年度に、婚姻を機に市内の住宅へ引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(7) リフォーム費用 申請年度に、婚姻を機に居住する住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増改築、設備更新等の工事に要した費用をいう。

(助成対象者)

**第3条** 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、新婚世帯又は継続助成世帯の夫婦の一方とする。

2 対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請日の属する年の前年（申請の月が4月又は5月である場合にあっては、前々年とする。）の夫婦の所得の合計額（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、当該所得の対象となる年における返済額を控除した額）が500万円未満であること。

(2) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。

(3) 夫婦のいずれもが、申請年度内に講座等を受講し、又は相談その他これに準ずる方法を実施していること。

(4) 申請日において、夫婦のいずれも又は一方の住民票の住所が当該申請に係る住宅の住所となっていること。

(5) 当該申請に係る住宅を生活の本拠とし、交付決定後1年以上継続して当該住宅に居住する意思があること。

(6) 夫婦のいずれもが、市税を滞納していないこと。

(7) 夫婦のいずれもが、過去にこの助成金又は他の市区町村における同種の助成金の交付を受けていないこと。

(8) 夫婦のいずれもが、伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 対象となる継続助成世帯は、前項第4号から第8号までのいずれにも該当するものとする。

(助成の対象)

**第4条** 助成の対象となる経費は、婚姻に伴い新生活を開始する際に要する住居費、引越費用及びリフォーム費用とする。

(助成の額)

**第5条** 新婚世帯1世帯当たりにおける助成金の額は、前条の経費を合算した額（1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額）とし、1世帯当たりの限度額は、次のとおりとする。

- (1) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合 60万円
- (2) 前号以外の場合 30万円

2 継続助成世帯1世帯当たりにおける助成金の額は、前項の限度額から前年度における交付決定額を控除した額を上限とする。

（助成金の申請等）

**第6条** 対象者は、助成金を受けようとするときは、様式第1号による伊豆の国市結婚新生活支援助成金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、申請年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 新婚世帯の場合

- ア 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- イ 助成対象経費の支払額が確認できる書類
- ウ 住民票の写し
- エ 市税の滞納がないことを証する書類
- オ 夫婦の申請時における直近の所得証明書
- カ 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（該当する場合に限る。）
- キ 住宅手当の支給状況が確認できる書類（該当する場合に限る。）（様式第2号）
- ク 講座等の受講又は実施が確認できる書類
- ケ 誓約書（様式第3号）
- コ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 継続助成世帯の場合

- ア 伊豆の国市結婚新生活支援助成金（継続助成）交付申請書兼請求書（様式第4号）
- イ 助成対象経費の支払額が確認できる書類
- ウ 住宅手当の支給状況が確認できる書類（該当する場合に限る。）
- エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前2項の申請は、同一年度内において複数回行うことができる。ただし、交付額の合計は、第4条に規定する限度額の範囲内とする。

(助成金の交付)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により助成金の交付が適当であると認めるときは、当該助成金を交付するものとする。

(不正利得の返還)

**第8条** 市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けたと認めるときは、交付した額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市結婚新生活支援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

住 所

申請兼請求者 氏 名

印

電話番号

伊豆の国市結婚新生活支援助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請し、及び請求します。

記

1 新婚世帯の状況

婚姻届受理日	年 月 日	申請住宅への転入日	年 月 日
夫氏名		妻氏名	
申請住宅住所			
居住形態	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> リフォームのみ		
申請区分	<input type="checkbox"/> 29歳以下 <input type="checkbox"/> 30歳以上39歳以下		

2 所得等の確認

夫の所得額	円	妻の所得額	円
夫婦の所得合計額	円	奨学金年間返済額	円
控除後所得額	円	当該年度既交付額	円
婚姻日における夫の年齢	歳	婚姻日における妻の年齢	歳

3 講座等の受講又は実施状況

夫	<input type="checkbox"/> ライフデザイン支援講座 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産に関する相談 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> プレコンセプションケア講座 <input type="checkbox"/> 共家事・子育てに関する講座
妻	<input type="checkbox"/> ライフデザイン支援講座 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産に関する相談 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> プレコンセプションケア講座 <input type="checkbox"/> 共家事・子育てに関する講座

（裏面あり）

4 助成対象経費の内訳

住居費（取得）	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額（A）	円
住居費（賃借）	契約締結年月日	年 月 日
	賃料 ※勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合は、当該住宅手当を控除した額	円
	敷金	円
	礼金	円
	共益費	円
	仲介手数料	円
	小計（B）	円
引越費用	引越年月日	年 月 日
	引越費用（C）	円
リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額（D）	円
合計（E）＝（A）又は（B）＋（C）＋（D）		円
<b>助成金申請額</b> ※（E）と30万円（夫婦のいずれもが29歳以下の場合は60万円）を比較し、低い方を記入 ※1,000円未満の端数は切り捨て		円

5 振込口座

金融機関	銀行 金庫 農協	支店名	支店 出張所	種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号		口座名義		名義カナ	

※申請者名義の口座を記入してください。

住宅手当支給証明書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

給与等の支払者

所在地

事業者名

役 職

氏 名

印

電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している 月 額 \_\_\_\_\_ 円  
支給月 \_\_\_\_\_ 年 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 月

(2) 支給していない

(注)

- 1 住宅手当とは、従業員が住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)又は(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、住宅手当の月額及び支給月を記入してください。

誓約書

伊豆の国市結婚新生活支援助成金の申請に当たり、下記の事項について誓約します。

また、伊豆の国市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- (1) この申請に係る住宅を生活の本拠とし、交付決定後1年以上継続して居住する意思があります。
- (2) 夫婦のいずれもが市税を滞納していません。
- (3) 夫婦のいずれもが、暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。
- (4) 継続助成世帯を除き、夫婦のいずれもが過去にこの助成金又は他の市区町村における同種の助成金の交付を受けていません。
- (5) 申請書及び添付書類の内容に虚偽はなく、事実と相違ありません。

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

申請者住所

申請者氏名 印

配偶者住所

配偶者氏名 印

※署名を自署する場合は押印を省略できます。

様式第4号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市結婚新生活支援助成金（継続助成）交付申請書兼請求書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

住 所  
申請兼請求者 氏 名 印  
電話番号

継続助成世帯における伊豆の国市結婚新生活支援助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請し、及び請求します。

記

1 助成対象経費の内訳

住居費（取得）	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額（A）	円
住居費（賃借）	契約締結年月日	年 月 日
	賃料 ※勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合は、当該住宅手当を控除した額	円
	敷金	円
	礼金	円
	共益費	円
	仲介手数料	円
	小計（B）	円
引越費用	引越年月日	年 月 日
	引越費用（C）	円
リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額（D）	円
合計（E）＝（A）又は（B）＋（C）＋（D）		円
前年度交付決定額（F）		
今回助成上限額（G） （60万円又は30万円－（F））		円
今回助成申請額（H） （（E）又は（G）の低い額） ※1,000円未満の端数は切り捨て		円

（裏面あり）

5 振込口座

金融機関	銀行 金庫 農協	支店名	支店 出張所	種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号		口座名義		名義カナ	

※申請者名義の口座を記入してください。

